

# 移籍制限への経済的アプローチ

神林龍

一橋大学経済研究所

2018年3月16日

公正取引委員会第46回公開セミナー

『スポーツと競争法～「人材と競争政策に関する検討会」報告書を踏まえて～』

# 川井さんの資料(32頁)につきる

KEIJI KAWAI, DOSHISHA UNIV.

## EUにおける制限的取引慣行への法的アプローチ BOSMAN判決：移籍金制度はローマ条約違反

移籍規定は巨大クラブによる優秀選手の乱獲を抑制するわけではないし、また、競技力が財政的資源によって決定づけられることを防止するものでもない。したがって、結局、移籍規定を採用しても、クラブ間のバランス維持にはつながらない。ただし、**移籍、育成費用の補償によりサッカークラブが新たな才能を発掘し、若手選手を育成する動機を持つことは否定できない。**

とはいえ、選手育成あるいは強化にかかるこれらの費用は、本来あいまいなものであり、不確定なものである。つまり、育成費とされる移籍金は、実際の費用とは無関係なものである。このような費用の補償を受けるということは、若手選手の発掘、育成の動機付けに対して決定的な要素とはならないし、これらの活動を保証する適切な方法ではありえない。特に弱小クラブのケースではそのことが明らかである。さらに、法務官が指摘するように、労働者の移動の自由を侵害しない**他の方法により、これらの目的を有効に達成することができる。**

...

したがって、移籍制度は選手発掘、育成の費用を移籍先クラブに補償するために必要であるという議論は容認することができない。そのような障壁が過去に存在した、という理由のみをもって、労働者の移動の自由に対する障壁を正当化することはできないのである。

# 移籍制限のほぼ唯一の経済合理的説明

＝育成費用の負担  
(＝投資利益の保護)

原則：**金銭的補償**で必要十分

# 問題は

「適正な」金銭補償をいかに定めるか？

- ① 誰が？
- ② どんな仕組みで？

# ① 川井さんの資料(3頁)が便利

Legal Training Program 2019

## 選手市場における制限的取引慣行への法的アプローチ 国際比較

	米	英	EU	豪州	NZ	日本
契約法理 (取引制限の法理)	△	◎	×	◎	◎	?
団体交渉	◎	◎	△	○	◎	△
ソーシャル・ ダイアログ	×	◎	◎	×	×	×

## ② 残余請求権をもつのは誰なのか？

- 本源的な資源は選手のコントロール下にあるのか（才能、エフォート）？
- チームのビジネス戦略のほうが本源的なのか？

本源的な資源の所有者が残余請求権  
(residual claim) をもつ

## ② 残余請求権をもつのは誰なのか？

### (A) 固定移籍金

- 選手が本源的資源の場合  
⇒ チームの取り分 : 固定  
   選手の取り分 : 残り
- チームが本源的資源の場合  
⇒ チームの取り分 : 残り  
   選手の取り分 : 固定

## ② 残余請求権をもつのは誰なのか？

### (B) 変動移籍金

⇒ チームの取り分：移籍先が選手に支払う一定割合

(チームが本源的資源であるほど割合は大きくなり、選手が本源的であるほど割合は小さくなる。)

Cf) 株式への投資と似ている

# ※ 情報開示の重要性

- 株式市場における情報開示の重要性のアナロジー
  - 会計基準の設定と公認会計士制度
- ステークホルダーへの情報開示は適正な移籍金を設定するうえで不可欠

# 注意点

- 交渉力較差をつくりだすことを目的とした競争制限はコメントの外  
(競争法の本来的意図)
- 残念ながら、実証的根拠には欠ける。
  - スポーツ界の取引の不透明さ
  - ぜひ、データ構築に積極的関与を！